

外国人材に関する勉強会

「技能実習生及び特定技能1号の実体験から感じたこと」

1. 【技能実習生契約時】

- ※監理団体－アトムジャパン（公益財団法人国際人材育成機構）との契約
- ※契約に関する書類作成と3年間の費用

2. 【技能実習生受入時】

- ※受入会社の人材と資格
- ※技能実習の流れと受入会社の準備するもの

3. 【現場技能実習時】

- ※技能実習にあたっての制約
- ※技能実習にあたっての取り組み方

4. 【特定技能1号・2号への移行】

- ※技能実習生から特定技能1号への移行
- ※特定技能1号から2号への移行

実習生受入れに係る費用

第1号技能実習の1年目の費用

費目	1ヶ月目(講習期間)		2~12ヶ月目(技能修得期間)		1年目の諸費用 年間計
	月額	年間計	月額	年間計	
講習手当	80,000	0	0	0	80,000
講習費	3,900	5,500	5,500	5,500	64,400
講習時宿泊費用	4,500	4,500	4,500	4,500	54,000
健康診断料	400	600	600	600	7,000
送航費	1,630	5,350	5,350	5,350	60,480
国内交通費	3,060	1,880	1,880	1,880	23,740
保険料	1,540	2,000	2,000	2,000	23,500
印紙代	400	370	370	370	3,920
技能検定等受験料	1,750	1,750	1,750	1,750	21,000
帰国時移了式費用	0	0	0	0	0
帰国時宿泊費用	0	0	0	0	0
空港使用料	0	0	0	0	0
送出し管理費	4,300	8,700	8,700	8,700	100,000
事業奨励基金費	1,500	2,500	2,500	2,500	30,000
実習生指導費	29,000	29,000	29,000	29,000	348,000
福利厚生費	2,000	2,000	2,000	2,000	24,000
計	135,000	64,100	64,100	64,100	840,100

※1. 技能実習1の実習計画申請手数料(¥3,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

第2号技能実習の2~3年目の費用

費目	2年目の諸費用		3年目の諸費用	
	月額	年間計	月額	年間計
講習手当	0	0	0	0
講習費	0	0	0	0
講習時宿泊費用	0	0	0	0
健康診断料	0	0	0	0
送航費	5,710	68,520	0	0
国内交通費	0	0	1,000	12,000
保険料	1,900	22,800	1,900	22,800
印紙代	340	4,080	0	0
技能検定等受験料	1,750	21,000	0	0
帰国時移了式費用	0	0	700	8,400
帰国時宿泊費用	0	0	700	8,400
空港使用料	0	0	0	0
送出し管理費	0	0	0	0
事業奨励基金費	23,000	270,000	25,000	300,000
実習生指導費	24,000	288,000	24,000	288,000
福利厚生費	3,000	24,000	3,000	24,000
計	58,200	698,400	55,300	663,600

※1. 技能実習2の実習計画申請手数料(¥3,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

第3号技能実習の4~5年目の費用

費目	4年目の諸費用		5年目の諸費用	
	月額	年間計	月額	年間計
講習手当	0	0	0	0
講習費	0	0	0	0
講習時宿泊費用	0	0	0	0
健康診断料	0	0	0	0
送航費	5,630	67,560	5,120	61,440
国内交通費	1,700	20,400	900	10,800
保険料	1,910	22,920	1,910	22,920
印紙代	340	4,080	0	0
技能検定等受験料	1,750	21,000	0	0
帰国時移了式費用	0	0	700	8,400
帰国時宿泊費用	0	0	700	8,400
空港使用料	0	0	0	0
送出し管理費	0	0	0	0
事業奨励基金費	16,670	200,040	16,670	200,040
実習生指導費	23,000	276,000	21,000	252,000
福利厚生費	2,000	24,000	3,000	24,000
計	53,000	636,000	49,000	588,000

※1. 技能実習3の実習計画申請手数料(¥3,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

上記の費用は、いずれも消費税の課税対象となりません

技能実習に関する契約書

公益財団法人国際人材育成機構(以下「甲」という。)とヒカワ工業株式会社(以下「乙」という。)、及びその関係法令に基づき、甲が協定を結ぶ外国政府の派遣する技能実習生(以下「実習生」という。)を受け入れ、乙にて「第1号団体監理型技能実習」(以下「技能実習1」という。)、第2号団体監理型技能実習(以下「技能実習2」という。)、及び「第3号団体監理型技能実習」(以下「技能実習3」という。)を行わせる事業(以下「技能実習」という。)を実施するため以下のとおり契約を締結する。

(目的と役割)

- 第1条 甲及び乙は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達(以下「修得等」という。)のために整備され、かつ、実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で実施することを目的として、次の役割を担うものとする。
- (1) 甲は制度の趣旨を理解するとともに技能実習の適正な実施及び実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、技能実習法の定める1か月間の入国後講習(以下「集合講習」という。)及び監理事業を行うものとする。
 - (2) 乙は制度の趣旨を理解するとともに技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、集合講習を除く技能実習に関し、実習実施者として実習生と雇用契約を締結し、甲の実習監理を受け、実習生の技能等の修得等のために必要な業務を実施する。
 - (3) 特定の職種及び作業に対し、事業所管大臣が特有の事情を踏まえた告示を制定した場合、甲及び乙はその告示に従うものとする。
 - (4) 甲及び乙並びに実習生が技能実習法第9条の定める基準を満たし、且つ合意している場合のみ、技能実習3を実施することとする。

(技能実習の内容と段階)

- 第2条 乙は甲の指導の下、受け入れようとする実習生ごと、かつ、技能実習の段階ごとに技能実習計画(以下「実習計画」)を作成し、主務大臣から適当である旨の認定を受けた実習計画(以下「認定計画」という。)とともに技能実習を行わなければならない。
- 2 実習計画は、甲の指導の下、乙が作成し、乙が外国人技能実習機構(以下「機構」という。)へ提出することとする。
 - 3 実習計画の技能修得到達目標については、技能実習区分において、技能実習法施行規則第10条の定めに従い設定する。
 - 4 認定計画を変更する場合は、乙は甲の指導の下、技能実習法第11条に基づき、変更の程度に応じて主務大臣に届出又は変更認定書を提出するものとする。

(技能実習責任者の選任)

- 第3条 乙は、技能実習を実施するに当たり、技能実習を行わせる事業所ごとに、技能実習指導員及び生活指導員を監督することができ立場にあり、技能実習責任者講習を受講し、かつ、欠格事由に該当しない常勤の役員から技能実習責任者を選任すること。技能実習責任者が欠格事由に該当するに至ったときは、ただちに甲に申告するとともに新たな技能実習責任者を選任すること

(技能実習責任者の任務)

- 第4条 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督すること
- 2 技能実習の進捗状況を管理すること
 - 3 技能実習計画の作成、技能実習生が修得等をした技能等の評価、法務大臣及び厚生労働大臣若しくは機構又は甲に対する届出、報告、通知その他の手続き、帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成、実習生の受け入れ準備、甲との連絡調整、実習生の保護、実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生、国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整等を統括管理すること

(技能実習指導員の選任)

- 第5条 乙は、技能実習を実施するに当たり、技能実習を行わせる事業所に所属する常勤の役員のうち、欠格事由に該当しない者を技能実習指導員として選任すること。技能実習指導員が欠格事由に該当するに至ったときは、ただちに甲に申告するとともにあらたに技能実習指導員を選任すること
- 2 技能実習指導員は、指導しようとする技術等について5年以上の経験を有すること
 - 3 技能実習指導員は、技能実習指導員に対する講習を修了していることが望ましい。
 - 4 技能実習指導員は、指導しようとする職種及び作業に係る有資格者であることが望ましい。

(技能実習指導員の任務)

- 第6条 技能実習指導員は、認定計画に基づき、実習生が技能等を効果的に修得できるよう指導し、技能実習の目的の達成状況を公正に確認すること

(生活指導員の選任)

- 第7条 乙は、技能実習を実施するに当たり、技能実習を行わせる事業所に所属する常勤の役員のうち、欠格事由に該当しない者を生活指導員として選任すること。生活指導員が欠格事由に該当するに至ったときは、ただちに甲に申告するとともに新たに生活指導員を選任すること
- 2 生活指導員は、生活指導員に対する講習を修了していることが望ましい。

(生活指導員の任務)

- 第8条 生活指導員は、実習生の我が国における生活上の留意点について指導を行い、その生活状況を把握し、実習生からの相談に乗るなど実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと

(甲の業務)

- 第9条 甲は、技能実習について、本契約の各条項で定める業務のほか、技能実習法及びその関係法令に基づき、以下の事項で定める業務及び関連する業務を実施するものとする。
- (1) 甲は保有する事業区分における監理団体の許可に基づき、乙と実習生との間の雇用契約締結に係る必要な助言及び支援を行うこと
 - (2) 甲は実習生の送出国が実施する日本入国前の実習生に対する事前講習を支援すること
 - (3) 甲は在留資格認定証明書の交付を受けるため、乙より委任を受け機構から認定通知書を受け取る等して、実習生の日本入国手続その他在留資格に係る手続きをすること
 - (4) 甲は認定計画に従って実習生の日本入国直後の集合講習を実施し、入国後講習実施記録を作成して、乙の実習監理を行う甲の監理事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了日から1年以上保存すること
 - (5) 甲は実習生に在留期間更新申請及び在留資格変更許可申請の必要が生じた時は、その手続を行うこと
 - (6) 甲及び乙並びに実習生が技能実習法第9条の定める認定基準を満たしている場合のみ、技能実習2、技能実習3への移行手続を行うこと
 - (7) 甲は技能実習1に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、乙が認定計画に従って技能

- 実習を行わせているかについて、実地による確認を行うとともに、甲は乙に対し必要な指導を行う。また、技能実習2及び3においても、月1回以上、乙を訪問の上、技能実習の実施状況を確認し適正な実施について指導するとともに、その訪問指導状況に係る文書を作成し、甲の監理事務所に備え付け、技能実習の終了日から、1年以上保存すること
- (8) 甲は、乙が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、技能実習法施行規則第52条第1号に定める方法等によって、3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあるとき認められた時（認定計画との齟齬、不法就労者の雇用、労働災害等）は、直ちに臨時の監査を行い、乙の住所等を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告すること
- (9) 甲は実習生が技能実習を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、技能実習法第33条に従い、技能実習実施困難時届出書を乙の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に届出ること
- (10) 甲は実習生の失踪等の問題事例やその疑いのある事実が発生し乙から報告を受けた場合、技能実習法第33条に従い、技能実習実施困難時届出書等を乙の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出すること
- (11) 甲は実習生からの相談に対応する母国語相談員の配置を行い、内容に応じて公的機関や乙の生活指導員等と連携して適切に対応すること
- (12) 甲は乙における技能実習の継続が不可能となった場合は、乙の協力も得て、新たな実習実施者の確保に努めること
- (13) 甲は乙における技能実習の継続が不可能となり、中途帰国となる実習生については、乙の協力を得て、その帰国旅費を確保すること

(乙の業務)

- 第10条 乙は、技能実習について、本契約の各条項で定める業務のほか、以下の事項で定める業務及び関連する業務を実施するものとする。
- (1) 乙は、認定計画に基づく技能実習の実施及び実習生の生活指導を行い、効果的な技能等の修得等を図る観点から、実習生に実習計画を説明し、実習内容及び修得等をすべき技能等の関係について理解を促すこと
- (2) 乙は、実習生の管理簿、認定計画の履行状況に係る管理簿、実習生に従事させた業務及び指導内容を記録した日誌、その他特定の職種に特有の事情に鑑みて告示で定める書類等を適切に作成し、技能実習の全過程終了日から1年以上保存すること
- (3) 乙は、初めて技能実習を開始したときは遅滞なく管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に実習実施の届出を行うこと
- (4) 乙は、実習生に対する指導・監理状況について甲に報告すること
- (5) 乙は、甲が行う月1回以上の訪問指導及び3月につき少なくとも1回の監査に適切に対応し、技能実習日誌、賃金台帳等関係書類を提示の上、協力すること
- (6) 乙は、実習生に対する労働安全衛生法に基づく健康診断（集合講習中に甲が行った場合は除く。）を実施すること（有害業務の場合は、特殊健康診断を併せて実施すること。）
- (7) 乙は、実習生に対する公的資格等の取得の奨励及び援助をすること
- (8) 乙は、実習生に対する公的保険の加入処理をすること
- (9) 乙は、実習生に技能実習を行わせることが困難となったときは遅滞なく甲に通知すること
- (10) 乙は、実習生の失踪等の問題事例やその疑いのある事実が発生した場合は、直ちに甲に当該事実及び対応策を報告し、甲の行う臨時の監査に協力すること
- (11) 乙は、甲が実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあると認めた場合は直ちに甲の臨時の監査を受けること
- (12) 技能実習を終了次第、当該実習生の技能実習の成果について、取り纏めの上、甲に報告すること
- (13) 乙は、技能実習法第20条に従い、技能実習に関する帳簿書類を作成し事業所に備え置くこと
- (14) 乙は、技能実習法第21条に従い、毎年1回実施状況報告書を作成し、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出すること。また、乙が技能実習3を行う場合は、優良要件適合申告書の他、技能実習法施行規則第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を併せて提出すること
- (15) その他甲が指導した事項に関すること

(雇用契約の締結)

- 第11条 乙は、技能実習期間中（入国直後の集合講習の期間を除く。）、実習生との間で、労働関係法令に従い労働条件の内容を明示した母国語及び日本語の文書による雇用契約を締結すること
- 2 実習生に対する報酬の額は日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

(労働関係法令の遵守)

- 第12条 乙は、技能実習期間中（入国直後の集合講習の期間を除く。）、実習生について適用される労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること
- 2 乙は、技能実習期間中（入国直後の集合講習期間を除く。）、実習生を被保険者とする労働者災害補償保険に加入すること

(講習手当)

- 第13条 甲は、実習生に対し、入国直後の集合講習期間中は、所定の講習手当を実習生本人に現金で支払うこと

(費用の負担)

- 第14条 乙は、実習生が日本に入国した月から別表に掲げる技能実習の区分に応じた費用を甲に預託する。
- 2 乙は、実習計画認定申請手数料について、定められた用紙を用いて予め機構に振り込むこと
- 3 乙は、第1項に掲げる費用を、原則として乙の指定した預金口座から毎月27日に自動振替によって支払う。
- 4 甲は、乙の事情により技能実習を中止し実習生が中途帰国する場合には、その帰国費用及び実習生の受入れに際し甲が立て替えた費用を乙に請求することができる。
- 5 甲は、乙の事情により技能実習を中止し実習生が他の企業へ移籍する場合には、実習生の受入れに際し甲が立て替えた費用を乙に請求することができる。

(費用の精算)

- 第15条 甲は、実習生が所定の技能実習を修了し帰国した後に、乙が甲に預託した前条第1項の金額と実際に支出した実費を入国回ごとの単位で精算する。ただし、技能実習の中止により帰国した実習生及び他の企業へ移籍した実習生については、同一入国回実習生が技能実習を終了して帰国する前であっても、甲は乙と協議の上、精算することができる。

(技能実習施設の確保と実習生の安全衛生の確保)

- 第16条 乙は、主務省令で定める基準に適合する技能実習施設を確保し、当該事業所において通常行われている業務を、当該事業所に備え付けられた機械・素材等を用い、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講ずるとともに、実習生の安全衛生の確保について他の従業員と同等の配慮をしなければならない。

(宿舍の提供)

- 第17条 乙は、実習生に対して、技能実習の期間中（入国直後の集合講習の期間を除く。）、技能実習法施行規則第14条に基づく宿泊施設の確認事項を満たす適切な宿泊施設（宿舍）を確保すること

- 2 乙は、宿舍の安全衛生の確保に努力すること
- 3 乙は、宿舍が労働基準法第10章の規定に該当する場合は、寄宿舎規則の届出等を行うこと。

(技能実習に必要な交通費等の負担)

- 第18条 乙は、第14条に規定する費用の他、技能実習に関する次の費用を負担する。
- (1) 実習生引継ぎ場所からの交通費
- (2) 実習生宿舍と技能実習実施施設間の交通費等
- (3) 認定計画で目標と定めた技能検定等を行う場合の検定場所までの交通費
- (4) 認定計画で目標と定めた技能検定等の教材及び過去問、技能検定等試験の材料及び設備使用等に係る費用
- (5) 技能実習に要する作業服等の費用
- (6) 安全衛生法に基づく健康診断等に係る費用

(外国人技能実習生総合保険等への加入)

- 第19条 甲は、技能実習期間中、実習生の傷害、疾病、死亡、後遺障害又は賠償事故に備えて、実習生を被保険者とする外国人技能実習生総合保険等に加入する。
- 2 甲は、乙又は実習生の依頼に基づき、必要な保険金請求手続を行う。

(実習生の事故、病気、犯罪等)

- 第20条 乙は、実習生に係る事故、病気、犯罪等が発生した場合は、甲に対し直ちにその事実を通知するとともに、必要に応じて甲の指示を受けて処理を行う。

(甲が実施する行事等への実習生の参加)

- 第21条 乙は、甲が技能実習事業の一環として実施する行事、人材育成教育等への実習生の参加について配慮する。
- 2 乙は実習生が地域社会との共生を図る取り組み（日本語教育、地域社会との交流及び日本の文化を学ぶ機会のアレンジ等）を行うことができるよう配慮する。

(集合講習期間中における禁止事項等)

- 第22条 甲及び乙は、実習生に対し集合講習期間中は、夜間や休日であっても、乙において技能修得活動をさせてはならない。
- 2 技能講習・特別教育等は、事故等により負傷した場合の補償措置が講じられており、且つ、予め認定計画に記載されている場合に限り、乙の指揮命令を受けず、甲の責任の下、乙の施設以外で実施することができる。

(一時帰国)

- 第23条 乙は、実習生からの一時帰国の申出を承認した場合は、当該申出を速やかに甲に通知する。
- 2 3の場合を除き、当該一時帰国に係る往復渡航費は実習生の負担とする。
- 3 乙は、技能実習3に移行する実習生には、技能実習2修了後1か月間以上一時帰国させること
- 4 3の場合の一時帰国に係る往復渡航費は乙の負担とする。

(実習生の保護)

- 第24条 甲及び乙は、技能実習の強制、違約金の設定、旅券又は在留カードの保管等を行ってはならない。
- 2 甲及び乙は、その他技能実習法のために従い、実習生の保護に努めることとする。

(不法就労行為及び不法就労者雇用の禁止)

- 第25条 甲及び乙は、集合講習期間中の実習生に対し、就労行為をさせてはならない。
- 2 乙は、不法就労者を雇用してはならない。
- 3 乙は、他の事業所に所属する実習生を業務に従事させてはならない。

(契約の解除)

- 第26条 甲は、法令等に照らし、技能実習事業の継続が不可能若しくは不相当と認められる場合又は本契約に定める事項が履行されない場合は、契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の場合において、本契約の解除に付随する事項については誠意をもって協議を行い、解決を図る。
- 3 甲又は乙のどちらかが事業区分を変更するに至った場合等は、機構の指示に従って適切に対応することとする。

(解釈等)

- 第27条 甲及び乙は、本契約の条項について解釈上の疑義が生じた場合は、誠意をもって協議を行い解決を図る。
- 2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約の有効期間等)

- 第28条 本契約の有効期間は、甲及び乙が受け入れる実習生入国の日から生じ、甲の定める賛助会員規程に則り乙が退会する日までとする。

(移行措置)

- 第29条 旧技能実習制度で入国した実習生の技能実習2に係る経費については、技能実習2修了まで旧制度料金の適用とする。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

2019年 5月17日

甲 東京都中央区日本橋堀留町2丁目4番3号
公益財団法人 国際人材育成機構
会長 柳澤共栄

乙 鳥取県出雲市斐川町沖洲922番地
ヒカワ工業株式会社
代表取締役 福田美樹

※ 認定番号

技能実習計画認定申請書

2023 年 12 月 1 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者 ヒカワ工業 株式会社
代表取締役 福田 美樹

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下法という。）第10条各号に規定する欠格事由（第7面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

(団体監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体 公益財団法人 国際人材育成機構
広島支局長 赤坂 次郎

(注意)

※印欄には、記載しないこと。

広島事務所



技能実習計画 認定通知書

ヒカワ工業株式会社 殿

外国人技能実習機構 理事長 大谷 晃大



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をいたしましたので通知します。

記

1 認定番号	認 1305018559	
2 申請年月日	2023 年 12 月 11 日	
3 認定年月日	2023 年 12 月 26 日	
4 技能実習の期間	2024 年 03 月 14 日 ～ 2025 年 03 月 13 日	
5 申請者	①実習実習者届出受理番号	実 1905002676
	②氏名又は名称	ヒカワ工業株式会社
	③住所	〒- (電話)
6 技能実習生	①氏名	ローマ字 漢字
	②国籍(国又は地域)	バングラデシュ
	③生年月日、年齢及び性別	1999 年 08 月 20 日 (才) 性別 (♂ ・ 女)
7 監理団体	①許可番号	許 170400007
	②名称	公益財団法人国際人材育成機構
	③住所	〒- (電話)
8 技能実習の区分	<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input checked="" type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5 欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実習の届出を行い、実習実習者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6 欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
- 7 欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

技 能 実 習 計 画

作成日: 2023 年 12 月 1 日

1 申請者	法人	①実習実施者届出受理番号		実1909000676		
		(ふりがな) ②氏名又は名称		ひかわこうぎょう かぶしがいいしゃ		
		③住所		〒 699-0551 (電話 0853-72-6119) 鳥根県出雲市斐川町沖洲922番地		
		(ふりがな) ④代表者の氏名		ふくだ みき 福田 美樹		
		⑤法人番号		3280001003574		
		(ふりがな) ⑥役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
		①				
		②				
		③				
		④				
⑤						
⑥						
⑦業種		大分類 (D、建設業) 小分類 (061、一般土木建築工事業)				
2 技能実習を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称		(別紙のとおり)			
	②所在地		〒 (電話)			
	(ふりがな) ③技能実習責任者の氏名及び役職名				役職名	

	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名及び役職名		(別紙のとおり)		役職名
	(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び役職名				役職名
3 技能実習生	①氏名		ローマ字		
	②国籍 (国又は地域)		バングラデシュ		
	③生年月日、年齢及び性別		2000年01月01日 (23 才) 性別 (<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女)		
	④帰国期間		年 月 (~)		
4 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input checked="" type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)			
5 技能実習の内容	①移行対象職種・作業の場合		コード番号 (3-21-4)		
	複数実施の場合		職種名 (建設機械高工)	作業名 (建設の作業)	
	②移行対象職種・作業以外の場合		コード番号 ()	職種名 () 作業名 ()	
	③入国後講習		第3面「入国後講習実施予定表」のとおり		
		入国前講習実施の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④実習		第4面「実習実施予定表」のとおり			
6 技能実習の目標		<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: , 級:) <input checked="" type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 建設機械施工技能評価試験, 級: 初級) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)			
		複数実施の場合		<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: , 級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: , 級:) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)	
7 前段階の目標の達成状況	①目標の達成		<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: , 級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: , 級:)		
	複数実施の場合		<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: , 級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: , 級:) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)		
	②前段階の技能実習計画の認定番号		認		
8 技能実習の期間及び時間数		延べ期間 1 年 0 月 0 日間 (2024 年 03 月 14 日 ~ 2025 年 03 月 13 日) 合計時間 2072 時間 (入国後講習 176 時間、実習 1896 時間)			

技能実習計画2欄 別紙 技能実習を行わせる事業所

2技能実習を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称	ひかわこうぎょう かぶしがいいしゃ かんびさぎょうしよ		
		ヒカワ工業 株式会社 神木作業所		
	②所在地	〒 699-0613 (電話 0853-72-6119) 島根県出雲市斐川町神木2736-1		
	(ふりがな) ③技能実習責任者の氏名及び役職名	かわたに ひさみつ	役職名	次長
		川谷 久光		
	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名及び役職名	もりやま けんじ	役職名	
		森山 賢次		
(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名及び役職名	やまさき ひろやす	役職名		
	山崎 裕康			
(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名及び役職名	わたなべ たけし	役職名		
	渡邊 武志			
(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名及び役職名	ひらい まさみ	役職名	班長	
	平井 正実			
(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び役職名	かわたに ひさみつ	役職名	次長	
	川谷 久光			

別記様式1号(第4条第1項関係)
第3欄 D

(日本工業規格A列4)

入国後講習実施予定表

講習実施施設

① 施設名 : アトム・ヴァントレ・センター1号館	所在地 : 埼玉県春日部市中央2-20-1	連絡先 : 048-761-1705
② 施設名 : アトム・ヴァントレ・センター2号館	所在地 : 埼玉県春日部市中央2-21-10	連絡先 : 048-884-8693
③ 施設名 : アトム・ヴァントレ・センター3号館	所在地 : 埼玉県春日部市大畑7-3	連絡先 : 070-1371-1817

監理団体 (講習の実施者)

名 称 : 公益財団法人 国際人材育成機構
住 所 : 東京都中央区日本橋箱崎町36-2
代表者の氏名 : 会 長 金森 仁

法的保護に必要な情報について講習を行う講師

氏 名	職 業	所 属 機 関	専 門 的 知 識 の 経 歴	資 格 ・ 免 許	氏 名	職 業	所 属 機 関	専 門 的 知 識 の 経 歴	資 格 ・ 免 許	氏 名	職 業	所 属 機 関	専 門 的 知 識 の 経 歴	資 格 ・ 免 許
藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成20年10月社会保険労務士	特定社会保険労務士	高塚 昭恵	社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成19年10月社会保険労務士	社会保険労務士	藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成20年10月社会保険労務士	特定社会保険労務士
藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成22年5月特定社会保険労務士	特定社会保険労務士	下郷 浩子	社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成23年1月社会保険労務士	社会保険労務士	藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成24年5月特定社会保険労務士	特定社会保険労務士
藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成25年5月特定社会保険労務士	特定社会保険労務士	野瀬 一司	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成13年社会保険労務士	特定社会保険労務士	藤本 一成	特定社会保険労務士	一般社団法人 国際協働研究機構	平成15年11月社会保険労務士	社会保険労務士

講習期間 2025年4月22日 ~ 2025年5月21日

月 日	曜日	朝 会		午 会		講習 施設	時間数	講師の氏名
		午前(08:00 ~ 12:00)	午後(13:00 ~ 17:00)	午前(08:00 ~ 12:00)	午後(13:00 ~ 17:00)			
4月22日	火	講習					0	特別教育員、日本橋事務所
4月23日	水	日本橋					0	日本橋事務所
4月24日	木	日本橋					0	日本橋事務所
4月25日	金	日本橋					0	日本橋事務所
4月26日	土							
4月27日	日							
4月28日	月	特別教育員への講習					0	文野島八郎講師
4月29日	火	安全衛生					0	藤田 正義講師
4月30日	水	法的保護(労働法)					0	神山浩吉講師(元法務省入国審査官)
5月1日	木	日本橋					0	日本橋事務所
5月2日	金	日本橋					0	日本橋事務所
5月3日	土							
5月4日	日							
5月5日	月	日本橋					0	日本橋事務所
5月6日	火	日本橋					0	日本橋事務所
5月7日	水	日本橋					0	日本橋事務所
5月8日	木	日本橋					0	日本橋事務所
5月9日	金	日本橋					0	日本橋事務所
5月10日	土							
5月11日	日							
5月12日	月	日本橋					0	日本橋事務所
5月13日	火	日本橋					0	日本橋事務所
5月14日	水	生活指導					0	特別教育員、大塚事務所
5月15日	木	日本橋					0	日本橋事務所
5月16日	金	日本橋					0	日本橋事務所
5月17日	土							
5月18日	日							
5月19日	月	日本橋					0	日本橋事務所
5月20日	火	閉講式					0	日本橋事務所
5月21日	水	企業へ引継ぎ					0	担任職員

(注意)

- 講習施設が複数ある場合は、それぞれの施設名、所在地及び連絡先を記載し、講習施設欄に、該当する番号を記載すること。
- 入国後講習を委託する場合は、委託する各日の科目ごとに「○」を記載すること。

※特別教育員(カウンセラー、アウトルック)の必要な教育については、当該講師の施設において、当該講師の責任及び委託した講師の下で教育を実施している。在日留学のみ。

※当該施設においては、研修する1号館と2号館を入国人数に必ずてクラス編成する

実習実施予定表

技能実習を行わせる事業所

① 事業所名 ヒコワ工業株式会社神水作業所 及び 各現場 所在地 島根県出雲市斐川町神水2736-1 及び 各現場

② 事業所名 所在地

③ 事業所名 所在地

実習期間 2023年04月29日 ~ 2024年03月29日

事業所	技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の例 指導員の役職・氏名(経験年数)	事業所	月・時間数											
			1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
1	① 走行操作作業 ① 急進操作 ② 平地走行操作 ③ 登坂操作 ④ 降坂操作 ⑤ 停止操作 ⑥ 下車操作 ② 締固め作業 ① 盛土・路盤締固め作業(道路、土地造成) ② アスファルト舗装の転圧作業 ③ 締固め機械点検作業 ① 毎日整備 ② 始業前点検 ③ 作業終了後の機体の清掃及び燃料補給 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	942	85h	85h	85h	85h	86h	86h	86h	86h	86h	86h	86h
2	④ 安全衛生作業 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 締固め機械施工職種に必要な整備整備作業 ④ 締固め機械施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	106	9h	9h	9h	9h	10h	10h	10h	10h	10h	10h	
3	① 締固め作業 ② 積み込み作業 ③ 取崩し作業 ④ 締固め機械施工管理作業 ⑤ 土工作業(対象職種・作業に係る手作業の部分) ⑥ 締固め機械の管理及び点検・整備作業 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	599	54h	54h	54h	54h	54h	55h	55h	55h	55h	55h	
4	安全衛生作業 ※上記2に同じ。 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	67	6h	6h	6h	6h	6h	6h	6h	6h	6h	7h	
5	① 締固め機械の移送補助作業 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	170	15h	15h	15h	15h	15h	16h	16h	16h	16h	16h	

6	周辺業務 安全衛生作業 ※上記2に同じ。 現場代理人 山崎 裕貴 23年	①	20	1h	1h	2h	2h	2h	2h	2h	2h	2h	2h	2h
7														
合計時間			1904	0	170	170	171	171	173	173	175	175	175	176

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	移行対象職種・作業を行う現場そのものが素材(材料)であり、特定の舗灰やものを指すものではない。
使用する機械、器具等	締固め機械点検・整備用器具(手工具、特殊工具等) ロードローラ、振動ローラ、タイヤローラ、各機械の付属品・アクセサリー、保護具等
製品等の例	締固め機械施工職種(締固め作業)の作業結果そのものが製品となる。
指導体制	指導員名等 山崎 裕貴 現場代理人 経験年数 23年 早井 正実 現場班長 経験年数 23年 渡邊 武志 経験年数 12年 森山 賢次 経験年数 8年

私(申請者)は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 ※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)

(認定の欠格事由)

- 第十條 次の各号のいずれかに該当する者は、第八條第一項の認定を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号)に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条之二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百三十三條之二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六條、第五十九條若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第二百二條、第二百三條之二若しくは第二百四條第一項(同法第二百二條又は第二百三條之二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六條前段若しくは第四十八條第一項(同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第八十三條若しくは第八十六條(同法第八十三條の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
 - 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 七 第十六條第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
 - 八 第十六條第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者になつたことによる場合に限る。))において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五條第一項第五号及び第二十六條第五号において同じ。))であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - 九 第八條第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二條第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六條第六号において「暴力団員等」という。))
 - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 十二 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)

(法第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第一條 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。))第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七條(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八十九條第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第四十四條第一項の規定により適用される場合を含む。))、第十八條第一項(労働基準法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。))、第十九條(第一号(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第

三十七條の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第二百十條(第一号(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百十條の規定

- 二 船員法(昭和二十二年法律第九十号)第二百二十九條(同法第八十五條第一項の規定に係る部分に限る。))、第三十條(同法第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條及び第六十六條(同法第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第三百十一條(第一号(同法第五十三條第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二條第一項の規定により適用される場合を含む。))
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三條、第六十四條、第六十五條(第一号を除く。))及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
- 四 船員職業安定法第十一條から第十五條までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一條の三、第七十一條の四、第七十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定
- 六 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第四十條第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同法第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九條、第五十條及び第五十一條(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 九 資金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
- 十 労働者派遣法第五十八條から第六十二條までの規定
- 十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八條、第四十九條(第一号を除く。))及び第五十一條(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九條、第二十條及び第二十一條(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二條から第六十五條までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二條、第三十三條及び第三十四條(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定
- 十五 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第一百八條、第一百九條及び第二百一十一條の規定、船員職業安定法第八十九條第七項の規定により適用される船員法第二百二十九條から第三十一條までの規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第一百九條及び第二百二條の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六條の二 法第十條第五号(法第十一條第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

実習生受入れに係る費用

第1号技能実習の1年目の費用

費目	1ヶ月目(講習期間)		2~12ヶ月目(技能習得期間)		1年目の総費用	
	月額	年間計	月額	年間計	月額	年間計
講習手当	80,000	80,000	0	0	80,000	80,000
講習費	3,900	3,900	5,500	5,500	64,400	64,400
講習時宿泊費用	4,500	4,500	4,500	4,500	54,000	54,000
健康診断料	400	400	600	600	7,000	7,000
旅費	1,630	1,630	5,350	5,350	66,480	66,480
国内交通費	3,000	3,000	1,880	1,880	23,740	23,740
保険料	1,560	1,560	2,000	2,000	23,560	23,560
印紙代	400	400	380	380	3,920	3,920
技能検定等受験料	1,750	1,750	1,750	1,750	21,000	21,000
帰国時修了式費用	0	0	0	0	0	0
帰国時宿泊費用	0	0	0	0	0	0
空港使用料	0	0	0	0	0	0
送出し管理費	4,200	4,200	8,700	8,700	100,000	100,000
事業奨励金費	3,500	3,500	3,500	3,500	30,000	30,000
実習生指導費	28,000	28,000	28,000	28,000	348,000	348,000
福利厚生費	3,000	3,000	3,000	3,000	24,000	24,000
計	135,000	135,000	64,100	64,100	840,100	840,100

※1. 技能実習1の実習計画申請手数料(¥1,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

第2号技能実習の2~3年目の費用

費目	2年目の諸費用		3年目の諸費用	
	月額	年間計	月額	年間計
講習手当	0	0	0	0
講習費	0	0	0	0
講習時宿泊費用	0	0	0	0
健康診断料	0	0	0	0
旅費	5,710	48,510	0	0
国内交通費	0	0	1,000	12,000
保険料	1,900	22,800	1,900	22,800
印紙代	340	4,080	0	0
技能検定等受験料	1,750	21,000	0	0
帰国時修了式費用	0	0	700	8,400
帰国時宿泊費用	0	0	700	8,400
空港使用料	0	0	0	0
送出し管理費	0	0	0	0
事業奨励金費	25,500	270,000	25,000	300,000
実習生指導費	24,000	288,000	24,000	288,000
福利厚生費	3,000	24,000	2,000	24,000
計	58,200	693,480	55,500	663,600

※1. 技能実習2の実習計画申請手数料(¥1,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

第3号技能実習の4~5年目の費用

費目	4年目の諸費用		5年目の諸費用	
	月額	年間計	月額	年間計
講習手当	0	0	0	0
講習費	0	0	0	0
講習時宿泊費用	0	0	0	0
健康診断料	0	0	0	0
旅費	5,650	67,500	5,120	61,440
国内交通費	1,700	20,400	900	10,800
保険料	1,910	22,920	1,910	22,920
印紙代	340	4,080	0	0
技能検定等受験料	1,750	21,000	0	0
帰国時修了式費用	0	0	700	8,400
帰国時宿泊費用	0	0	700	8,400
空港使用料	0	0	0	0
送出し管理費	0	0	0	0
事業奨励金費	18,670	200,040	18,670	200,040
実習生指導費	21,000	276,000	21,000	252,000
福利厚生費	3,000	24,000	3,000	24,000
計	53,000	636,000	49,000	583,000

※1. 技能実習3の実習計画申請手数料(¥1,900/1人)は各企業より別途直接外国人技能実習機構へお振込みいただきます。
 ※2. 一部高額な検定料の職種については各検定実施協会へ直接受験料等をお支払いいただきます

上記の費用は、いずれも消費税の課税対象となりません

2. 【技能実習生受入時】

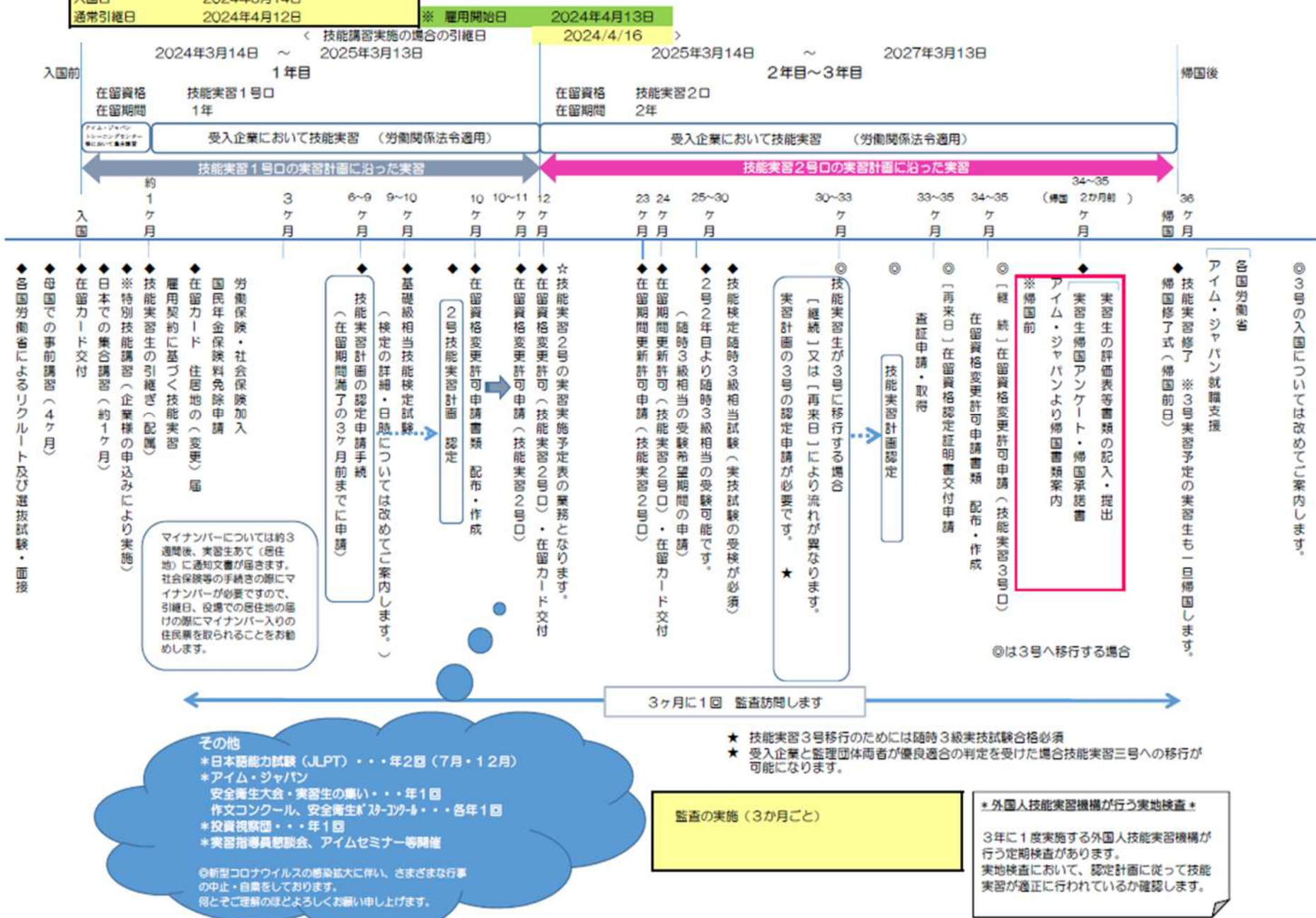
* 受入会社の人材と資格

資格	人数	役割
技能実習責任者 (講習修了者)	1人以上	技能実習指導員や生活指導員、その他の技能実習生に關与する職員の監督や技能実習の進捗状況などを管理します。実習を実施している事業所ごとにこの講習を終了している者を技能実習責任者として選任する必要があります。(実習を実施する事業所に所属する常勤の役員又は職員であることが必要です。)
技能実習指導員	実習に必要な人数	技能実習を指導します。 実習を実施している事業所に所属する役員又は職員で、修得させようとする技能等について5年以上の経験が必要です。実習指導中に起こるトラブルの解決に努める必要もあります。
生活指導員	1人以上	主に技能実習生の生活上の留意点について指導したり、生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に応じるなどして、問題の発生を未然に防止します。(病院の付添も必要です) 実習を実施する事業所に所属する常勤の役員又は職員であることが必要です。

E2023-11	ヒカワ工業 株式会社	様
入国日	2024年3月14日	
通常引継日	2024年4月12日	



外国人技能実習の流れ



受講証明書

川谷 久光 殿

番号 (007-007 22 0824 32 001- 005)


貴方は、株式会社PMCが実施した
外国人技能実習制度における下記の
養成講習を受講したことを証します。

講習名：技能実習責任者講習

講習日：令和4年8月24日

受講エリア：島根県

令和4年8月24日

 厚生労働省・法務省指定
技能実習責任者等養成講習機関

株式会社PMC

代表取締役 池田 節子



【実習生の宿舍生活に必要なリスト一覧】

<留意事項>

- ① 実習生が宿舍生活する上で、自炊に必要なものです。(あくまでも目安です)
 - ② ※印のあるものは基本的なもので、ご企業が揃えて下さい。
 - ③ ☆印のあるものは最初だけは、ご企業側が揃えて下さい。
 - ④ 既存のものがあれば、新しく買い揃える必要はありません。
 - ⑤ エアコン(冷暖房設備)については、各部屋設置を検討して下さい。
 - ⑥ コンロ・暖房器具など火を扱う器具については、火災/危険防止の上からも取扱方法を十分説明してから使用して下さい。
- 以上の点を参考に、備品等をお揃え下さい。

◎ 必要

(1) 鍵付き収納庫

1. 寝具類 (1名分)

(1) ※敷布団・掛布団 ×1	(2) ※毛布 ×1	(3) ※シーツ ×2
(4) ※枕 ×1		

2. 炊事用品

① 単独で使用するもの (1名分 各1)

(1) ☆箸	(2) ☆スプーン	(3) ☆フォーク
(4) ☆コップ	(5) ☆皿 (ディナー皿、スープ皿)	(6) ☆おわん
(7) ☆弁当箱	(8) ☆水筒	(9) ☆お弁当用保冷剤 (保冷パック)

② 共同で使用するもの (2名分の目安/電気製品は中古でも構いません)

(1) ※食卓用テーブル (床敷の場合以外は椅子も必要です)	(2) ※ガステーブル又はIH	
(3) ※炊飯器	(4)	(5) ☆まな板 (縦20cm×横40cm程度)
(6) ※片手鍋 (蓋つき、深手のもの、直径22cm程度)	(7) ☆やかん	
(8) ※フライパン (直径25cm程度)	(9) なべしき	(10) ☆ボール
(11) ※万能包丁 (スリム製刀厚り20cm程度)	(12) ☆水きりザル	
(13) ※ゴミ箱 (燃えるゴミ用、燃えないゴミ用、生ゴミ用)	(14) ☆菜箸	
(15) ☆おたま・フライ返し	(16) ☆しゅもじ	(17) ☆油入れ
(18) ☆食器用洗剤	(19) ☆スポンジ	(20) ☆三角コーナー
(21) ☆栓抜き・缶切り	(22) ☆タッパー	(23) ☆ゴミ袋 (2リットル、水きり袋)
(24) ☆調味料 (塩、砂糖) 入れ	(25) ☆ラップ	(26) ☆アルミホイル
(27) ☆台拭き	(28) ※冷蔵庫	(29) ※洗濯機
(30) ☆手指アルコール消毒液	(31) ※扇風機	(32) ※電子レンジ
(33) ☆万能ばさみ	(34) ☆ハンガー	(35) ☆物干し竿
(36) ☆目覚まし時計	(37) ☆足ふきマット	(38) ※暖房器具
(39) ☆室内温度計	(40) ☆マスク1箱	(41) ☆エコバック

3. 掃除道具

(1) ※ほうき	(2) ※バケツ	(3) ※雑巾
(4) ※掃除機		

4. バス・トイレ用品

(1) ☆洗面器	(2) ☆バス用洗剤	(3) ☆トイレ用洗剤
(4) ☆トイレ用ブラシ	(5) ☆シャンプー・リンス	(6) ☆石鹸
(7) ☆タオル	(8) ☆トイレごみ箱 (女性)	

5. 救急箱 (貴社で利用されているものを用意して下さい。)

(1) ※絆創膏	(2) ※風邪薬	(3) ※消毒薬 (ワイド) 等
----------	----------	------------------

6. その他

(1) ※自転車	(2) ☆自転車用カッパ	(3) ※消火器
(4) ※懐中電灯	(5) ※収納用プラスチックケース	(6) ※インターネット回線
(7) ※体温計	(8) ※カーテン	(9)

3. 【現場での技能実習】

※技能実習にあたっての制約

1. **基本実習計画書**に記載のない作業はさせてはいけない
2. 習得しようとしている技能作業はそれに付随する
特別教育等を受講した後でないとは作業してはいけない
3. **日曜出勤及び夜勤は原則禁止（残業時間にも規制有）**

※技能実習にあたっての取り組み方

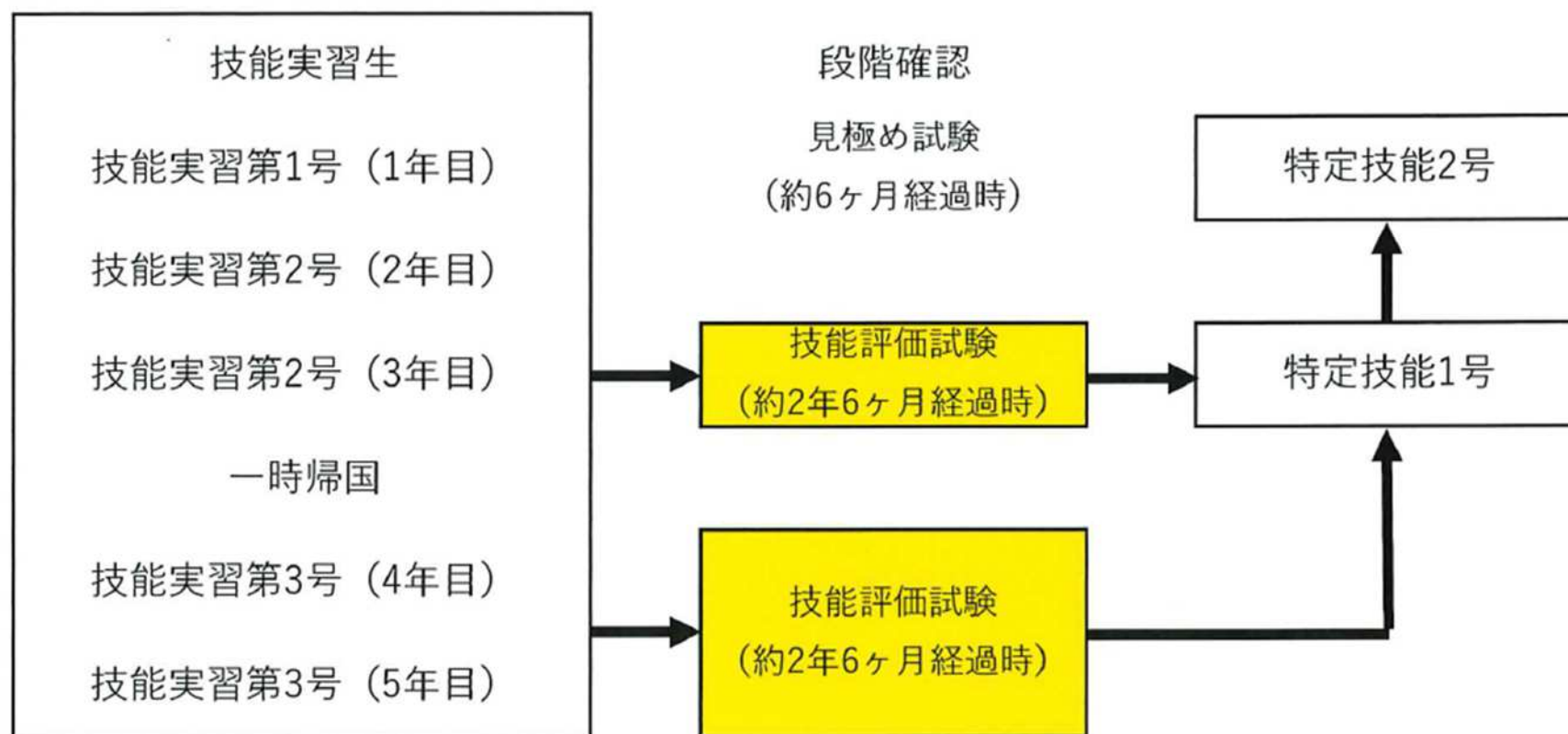
1. 指導員及び作業員は決して実習生の
身体を「**たたいたり・どついたり**」してはいけない
2. 指導員及び作業員は**身体的特徴**及び**母国、宗教等**の個人の
プライバシーを傷つけるような言動をしてはいけない。
3. 実習指導員は指導中に起こったトラブルを放置せず
早めに解決する。

4. 実習指導員はトラブルの解決する時は、**中立の立場**で対応する
5. 実習指導員はトラブルがあった時は、その内容を**技能実習責任者**に報告する
6. 技能実習責任者は実習中に起きたトラブルに対し、実習指導員及び作業員、実習生を交えた**ミーティング**を行い**再発防止**に努める（この場合も必ず中立の立場で対応する）
7. 技能実習責任者・実習指導員・作業員・実習生は、お互いを**理解し、尊重**しあう

4. 【特定技能1号・2号への移行】

＊ 技能実習生から特定技能1号への移行

1. 技能実習生から特定技能1号へ移行するタイミング



2.技能実習生から特定技能1号へ移行する事の出来る条件

- * 移行可能な職種は14の産業分野（その内の建設が該当）
- * 技能実習生2号を良好に終了している（実習計画に従い2年10ヶ月以上）
- * 企業側も受入れ・支援する体制が整っている
- * 登録機関との交渉

3.技能実習生から特定技能1号へ移行する事のメリット・デメリット

【メリット】

- * 受入れまでの時間やコストが低く抑えられる
- * 「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、支援しなければならないが
技能実習生に比べれば負担が少ない
- * 技能実習生だと最長5年だが特定技能1号になれば8～10年就業できる
- * 転職ができる
- * 在留資格規制が技能実習生より若干緩和される

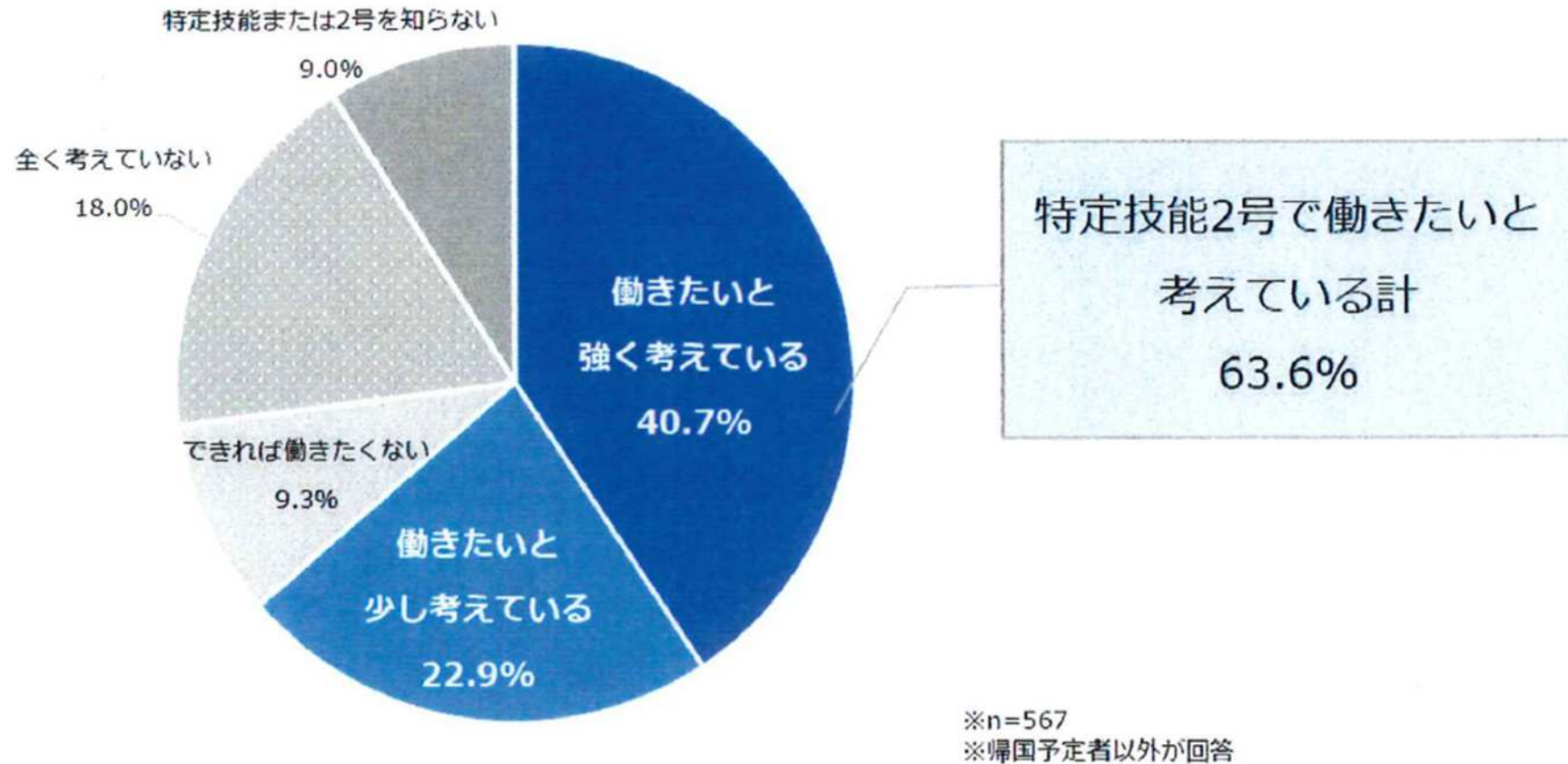
【デメリット】

- * 転職が可能なので受入れ企業にはマイナスなる
- * 受入れコストは低くなるが給与等の水準は「日本人と同等以上」にしなければならず高コストになる
- * 登録機関委託等の費用が係るため、日本人よりコストがかかる

4.技能実習生から特定技能1号へ移行期間

- * 全体で申請準備から申請が承認されるまでに3~4か月かかる
- * 技能実習生の契約満了日前には切り替えが完了するように手続きの開始を早める

「特定技能2号」で働くことを考えてますか



日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能への意識に関する調査 | マイナビグローバル

このことから、1号の特定技能外国人を雇用する際、自社が2号の取得を目指せる企業かどうかが重要になってくると思われます。彼らにとって2号を取得できるかどうか企業が選ぶ理由になるからです。

このような理由からも、企業が特定技能2号の外国人雇用を検討する、いずれ雇用できるように社内の体勢を整えていくことは重要ではないでしょうか。

受入れ企業の要件

受入れ機関（企業）の要件は特定技能1号の要件と変わりありません。

特定技能2号への支援は義務付けられていないため、特定技能1号の際にあった支援計画に関する要件はなくなります。

分野別 特定技能2号の申請要件

建設

建設分野の特定技能2号の在留資格を申請するには以下の要件を満たす必要があります。

- 特定技能2号評価試験、もしくは技能検定1級に合格すること
- 建設現場で班長または職長として複数人を指導しながら作業に従事する、国交省の定める期間（0.5～3年）の実務経験